

約 100 年間の財政均衡期間にわたって財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、以下の改定指標で年金額の改定を行うことにより、給付水準を自動的に調整することとしている（マクロ経済スライド）。

- 新規裁定者（68 歳未満の受給権者）： $1 \text{ 人あたり名目手取り賃金変動率} \times \text{調整率}$
- 既裁定者（68 歳以上の受給権者）： $\text{物価変動率} \times \text{調整率}$

\*調整率： $\text{公的年金被保険者数変動率} \times 0.997$

（0.997 は平均的な年金受給期間（平均余命）の変化率の逆数等を勘案した一定率）

（参考）通常（財政が均衡すると見込まれる場合）は、以下の改定指標で年金額の改定を行う。

- 新規裁定者（68 歳未満の受給権者）： $1 \text{ 人あたり名目手取り賃金変動率}$
- 既裁定者（68 歳以上の受給権者）： $\text{物価変動率}$

（注）保険料水準を固定する方式では、保険料（率）の再計算は必要なくなったが、5 年ごとにその時点以降の長期的な財政収支の見通しが作成される。そこでは、マクロ経済スライドによる給付調整の要否が検証されるとともに、マクロ経済スライドが行われる場合には、給付の調整期間や将来の給付水準の見通しが示されることとなる。

### ③ 積立金の水準

これまでの年金財政の計算にあたっては、遠い将来にわたって給付と負担を均衡させる考え方（永久均衡方式）が採用されていた。この結果、将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は将来にわたって一定の水準を維持することが必要とされていた。

今回の改正では、こうした仕組みに代えて、年金財政の計算上、給付と負担の均衡を図るべき期間を既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間として、100 年程度の期間について給付と負担の均衡を図る考え方（有限均衡方式）が採用された。有限均衡方式では、5 年ごとに行う財政の現況及び将来の見通しの作成ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、少子化の状況や経済の見通しの状況などを踏まえながら、常に 100 年程度の期間で年金財政を見直していくことにより、将来にわたる財政均衡を確保することとしている。

この方式では、積立金水準について、財政均衡期間の最終年度における目標を設定することとなる。今後の年金財政計算では、遠い将来において現時点では予測できないような大きな変化が生じることも否定できないことを考慮しつつ、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本に考え、最終年度に積立金水準を給付費の 1 年分程度とすることとしている。

### （3）基礎年金国庫負担金の引上げ

平成 16(2004)年の年金制度改正においては、基礎年金の国庫負担割合について、所要の財源を確保した上で 2 分の 1 に引き上げていくこととされた。引き上げは平成 16 年度から着手し、平成 21 年度までに完了する。

（注）財政再計算においては、平成 20 年度までの間の基礎年金に係る国庫負担は、従来の 3 分の 1 に、平成 16（2004）年度は 272 億円、平成 17（2005）～20（2008）年度は 1000 分の 11 をを加えたものとしている。

附属明細書

(単位：百万円)

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

| 内容        | 本年度末残高    | 説明  |
|-----------|-----------|-----|
| 日本銀行預け金   | 542,836   | 元受分 |
| 財政融資資金預託金 | 3,357,782 |     |
| 合 計       | 3,900,619 |     |

② 未収金の明細

| 内容    | 相手先  | 本年度末残高 |
|-------|------|--------|
| 年金返納金 | 受給者等 | 1,079  |
| 合 計   |      | 1,079  |